

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県甲賀市

3. 地域再生計画の区域

甲賀市の区域の一部(信楽町)

4. 地域再生計画の目標

甲賀市は、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町が、平成16年10月 1 日に合併して誕生したまちである。滋賀県の東南部に位置し、面積は481.69平方キロメートルと県土の約12%を占めている。大阪・名古屋から100km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流の拠点となっている。地形は、東に標高1,000m を越える鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川に沿いに平地が開け、森林も多く、琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっている。

奈良時代中期には、聖武天皇により紫香楽宮が開かれ、1,260 年の歴史を有し、近世に入って東海道が整備されると、水口や土山に宿場が置かれ、これらを中心に街道の産業や文化が栄えた。また、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼や、甲賀忍術、中世城郭が有名で、寺社仏閣など貴重な文化遺産も数多く存在している。

近年は、京阪神と名古屋間の利便を生かし企業の進出や、京阪神のベッドタウンとして発展をしており、現在は約94,947人(平成22年4月1日現在)の人口を有する都市である。

このような本市において信楽町は、三重県・京都府とも隣接し、六古窯に数えられる伝統のある信楽焼と、平均標高380mの高原の盆地特性から、山の斜面を利用し栽培される朝宮茶は独特の香りや風味を持ち、日本五大銘茶として高級茶の伝統を守りながら、年間147万人の観光客を迎えているまちである。

しかし、近年、信楽町の人口は、合併当時の14,147人(平成16年11月1日現在)から現在の13,179人(平成22年4月1日現在)と合併した5町の中では最も減少している。特に農山村地域における人口減少は著しく、その要因としては、農林業の衰退と少子高齢化による、後継者不足、そして何より、都会との生活環境の格差も影響し、若者の都市流出によるものが大きい。

このことから、都市の快適さと農村の自然豊かな環境を合わせ持つ、村づくり生活環境の改善や後継者育成事業を行う。

まず、生活環境の改善では、京阪神流域の水源地域に住むものとして自然豊かな水環境に対する自覚を高め、公共水域の水質保全のために有効な施策として、農業集落排水の促進と

合併浄化槽設置に支援することにより、清らかな水空間を取り戻し、環境負荷の少ない地域社会を再興するとともに、清らかな水と、快適で豊かな環境を次世代に残す。

また、後継者育成事業では、将来を担う子どもたちに、鮎の放流事業や作物の育成体験事業等を通して自然環境に対する自覚を高めてもらい、生まれ育った町で生活がしたくなる環境づくりを行なうとともに、現世代を担っている人たちにも環境保護の観点から、当地区の農山村地域で昔から里山によく生育し、人と共生してきた市の花でもあるササユリの保護活動をとおして自然環境の大切さを地域で再認識してもらい半自然半人工という日本の心と里山の原風景を再生する。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進(農業集落排水施設、浄化槽、公共下水道を整備し汚水処理人口普及率20%(21年度末)から30%(27年度末)に向上させる)

(目標2) 信楽町における人口減少の抑制(21年度末 13,179 人/27年度末 13,000 人の維持)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

甲賀市信楽町では、市の汚水処理施設整備計画に基づき農業集落排水事業・合併浄化槽の設置を促進し、他事業(公共下水道事業・循環型社会形成推進事業等)と併せて取り組むことで公共水域の水質保全を図り、快適な環境のまちづくりの促進と人々が河川に親しみ、川と良好な関係を取り戻す水環境整備に取り組む。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

農業集落排水事業 平成 18 年 5 月に事業採択。

[事業主体]

・いずれも甲賀市

[施設の種類]

・農業集落排水施設、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・農業集落排水施設 甲賀市信楽町 上朝宮、下朝宮、宮尻地区

・浄化槽(個人設置型) 甲賀市信楽町 神山、江田、田代、柞原、中野、杉山、小川、小川出、西、多羅尾地区の各一部

[事業期間]

・農業集落排水施設 平成23年度～26年度

・浄化槽(個人設置型) 平成23年度～27年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管路施設 ϕ 150～200 L=3,000m
処理施設 1カ所
ポンプ施設 11カ所
- ・浄化槽(個人設置型) 40基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設 1,130人 浄化槽 100人

[事業費]

- ・農業集落排水施設 590,000千円(うち、交付金 295,000千円)
- ・浄化槽 15,000千円(うち、交付金 5,000千円)
- ・合計 605,000千円(うち、交付金 300,000千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画」を推進するため、以下の事業を総合的に行う。

(1) 環境教育の推進と環境保護

川遊びなどを通し、子供たちが生態観察を実際に体験することで、生物多様性を肌で感じ自然に対する関心を高め、人が自然と共生してきた長い歴史と、今後もこれを守り育てていく環境保全の大切さを学び、京阪神の水源地域に位置する者としての自覚を高める。

信楽町で減少傾向にある植物(ササユリ)の保護活動を住民参加により行い、地域住民の自然環境への認識を高め、里山の再生を図る。(事業主体、地域住民及び関係組合)

(2) 下水道の啓発活動

毎年、9月10日の「下水道の日」に合わせ広報等で下水道特集の掲載や、啓発パンフレット等を市民に配布することで、汚水処理施設に対する認識の向上と普及を図り、川へ流す生活排水を処理する事で、清らかな川を維持する。(事業主体、甲賀市)

(3) 公共下水道(平成14年10月に事業認可)

順次整備中(事業主体、甲賀市)

(4) 他の浄化槽設置事業(循環型社会形成推進事業)

順次整備中(事業主体、甲賀市)

6. 計画期間

平成23年度～27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

市において総合的に達成状況の評価、改善すべき事項について検討を行い、計画終了後に、4に示す地域再生計画の目標と照らし、必要な調査を行い、状況を把握し、必要に応じて事業

内容の見直しした後、公表する。

なお、法第5章の特例の措置を適用して行う事業については、甲賀市汚水処理施設整備連絡調整会議で、整備状況・維持管理・水質検査等が適切に行われているか掌握し、必要に応じて適切な措置をとるよう提言する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし